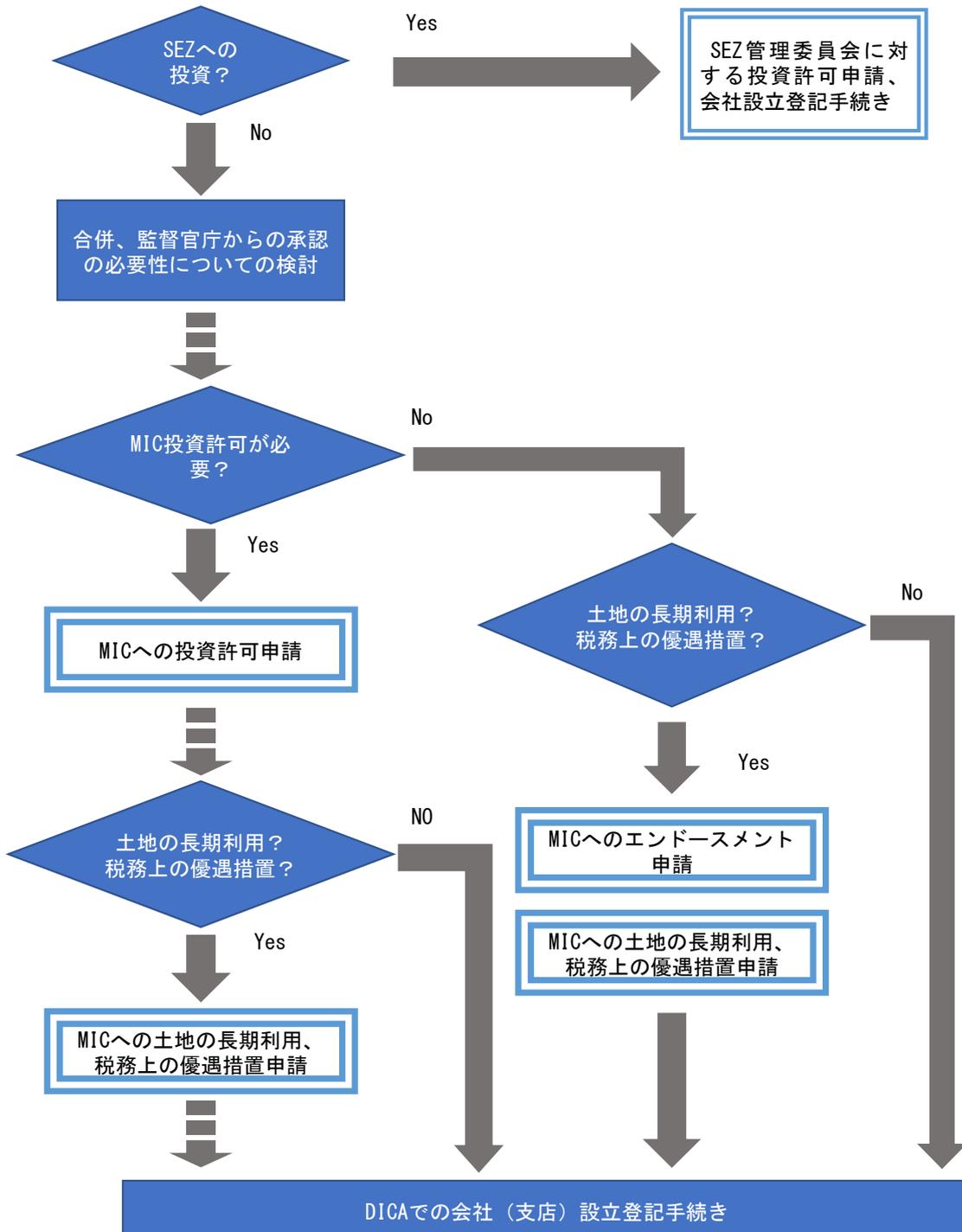


## 第11章 許認可・進出手続き

### 1. 概要

図表 11-1 の通り、経済特区（SEZ）への投資とそれ以外で、投資プロセスが大きく異なる。本章では経済特区以外への投資プロセスについて述べる。

図表 11-1 外国投資家にとっての投資手続き



## 2. MIC 投資許可が必要となるケース

ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、ミャンマー投資法及び同細則では、下記の事業に該当する場合には MIC 投資許可を得る必要があると規定されている。

### (1) ミャンマーにとって戦略的に重要な事業

- (a) 技術関係（情報技術、通信技術、医療技術、生命工学技術または類似の技術）、交通インフラ、エネルギーインフラ、都市インフラ、新都市開発、天然資源、メディアに関する事業であり、かつ想定される投資額が 2,000 万ドル超のもの
- (b) コンセッション契約、合意契約等によって政府から委譲された事業であり、かつ想定される投資額が 2,000 万ドル超のもの
- (c) 国境地域・紛争地域での事業であり、かつ想定される投資額が 100 万ドル超のもの
- (d) 国境をまたぐ事業であり、かつ想定される投資額が 100 万ドル超のもの
- (e) 州や管区をまたぐ事業
- (f) 農業関係の事業で、かつ 1,000 エーカーを超える土地を使用・占有するもの
- (g) 非農業関係の事業で、かつ 100 エーカーを超える土地を使用・占有するもの

### (2) 多額の資本集約的投資プロジェクト

- (a) 想定される投資額が 1 億ドル超のもの

### (3) 自然環境及び地域社会に大きな影響を及ぼす事業

- (a) 環境影響評価（Environmental Impact Assessment / EIA）が必要な、または必要となる可能性のある事業（注）
- (b) 環境保護法等の法律により環境保護区域、環境保全区域もしくは高度生物多様性地域として指定されている地域、または生態系、文化・自然遺産、文化的記念物もしくは手つかずの自然を保護するために指定または選定された地域での事業
- (c) 下記のような土地の使用・占有が見込まれる場合
  - (i) 法令に基づく強制収用（事前合意に基づくものを含む）により、少なくとも 100 人以上の住民移転が必要となる、または 100 エーカー以上が収用対象となる場合
  - (ii) 事業用地が 100 エーカー以上であり、法的な土地所有者の土地利用権や天然資源へのアクセス権に制限を及ぼす場合
  - (iii) 事業用地が 100 エーカー以上であり、対象事業と相容れない形でその土地を占有・利用する権利を正当に主張する者がいる場合
  - (iv) 少なくとも 100 人以上の土地占有者に不利な影響を与える場合

(注) 上記(a)に記載されている環境影響評価 (EIA) については、2015 年 12 月に当時の環境保護・林業省が環境影響評価手続きに関する通達 No.616/2015 を公表しており、そのなかでどのような事業が EIA を必要とするのか、具体的な条件が明示されている。

#### (4) 国有地及び国有建物を使用する投資

国が所有する土地や建物を使用する場合で、下記のケースを除く。

- (a) 5 年未満の土地や建物の使用
- (b) 土地や建物のサブリースを実施する場合で、貸手がすでに関連する法令に基づいて使用权を得ており、かつ国からもサブリースを実施することが認められている場合

また、所定の手続きに従って、グラント等により土地の使用权がすでに与えられている場合も除かれる。

#### (5) 別途連邦政府によって MIC 投資許可が必要であると指定されている事業

現状では、指定されている事業は明らかにされていない。

### 3. 投資許可プロセス

投資家は、MIC 投資認可申請にあたって、所定のフォームである MIC 投資認可申請書 Form2 を添付書類とともに MIC 事務局へ提出する。Form2 には、投資家の情報、投資形態、出資の構成、資金調達の方法、事業内容、土地の情報、雇用の情報のほか、投下資本の資金使途や環境への影響についても記載が求められている。添付書類については、Form2 に記載された内容を補足するものとして、投資家（企業の場合）の会社登記証や財務諸表、事業で使用予定の土地に関する資料、環境影響評価の資料等を提出することになる。

MIC 事務局が申請書類を受領した後、資料に不備がないかどうかチェックし、不備がないようであれば正式に申請書類を受領され、実質的な投資認可の審査が開始される。投資認可の審査では、まず PAT (Project Assessment Team) が申請内容を吟味する。PAT は、MIC を支える機関で、各省庁から選出された担当官や専門家等から構成される。PAT は会議体で各案件を吟味するが、通常、投資家もその会議への出席が要請され、事業内容の説明や PAT からの質問に対する回答が求められる。PAT の会議後、場合によっては追加の資料提出や書類の訂正が要求され、それらへの対応を経て、PAT の審査が完了すると、最終の MIC による会議で案件が検討される。PAT 同様、通常、投資家は MIC による案件会議にも出席が要請され、事業内容の説明や MIC からの質問に対する回答が求められる。MIC による案件会議を経て、投資が許可されると、MIC から投資許可証が発行され、投資家は予定していた事業を開始することができる。また、ミャンマー国とその国民の安全、経済状況、環境、社会的利益に重大な影響を与える可能性のある投資活動に関しては（これ以上の具体的な基準は今のところ公表されていない）、連邦議会に対して MIC 投資許可についての承認を求めることもあるとされている。

図表 11-2 MIC 投資許可プロセスの期間



#### 4. エンドースメント

外国投資家は、不動産譲渡制限法によりミャンマーでの土地の所有や長期利用（1年を超える賃貸契約）が認められていない。このため、従来、外国投資家が製造業のような土地の長期利用を必要とする事業を実施しようとする場合は、MICの投資許可申請の一環で土地の長期利用を申請し、MIC投資許可のひとつとしてその長期利用が認められていた。ミャンマー投資法施行後は、この土地の長期利用については、MIC投資許可を必要としない事業でも、「エンドースメント（是認）」手続きによって、土地の長期利用のみ単独でMICに申請することが可能になった。

また、各種の税務上の優遇措置は、従来、土地の長期利用と同様、MIC投資許可の一部として組み込まれていたが、ミャンマー投資法施行後は、MIC投資許可申請とは別に、「エンドースメント（是認）」手続きを利用することによって、単独で申請することが可能になった。なお、MIC投資許可が必要となる事業の場合、投資許可申請を進めるなかで、土地の長期利用や税務上の優遇措置の申請を平行して実施することとなる。

#### 5. 会社の清算手続きと必要書類

会社の精算にあたっては、取締役会にて会社清算に関する決議を行った後、清算人を指名し、清算人による所定の手続きと投資企業管理局（DICA）の承認を経て、DICAに対して企業登記の除却を申請する。

図表 11-3 会社清算の手続き

1	取締役会 (Board of Directors) で、会社清算を決定。
2	清算人 (liquidator) を指名する。この時点で、取締役会の権限がなくなる。
3	清算人は、負債の清算、税金の支払い等、所定の手続きを行う（残った現金・預金の外貨部分は、清算手続き完了後、ミャンマー中央銀行の承認を経て海外への送金が可能と言われているが、実際に送金にまで至ったケースは極めて限られている模様）。特に負債の清算にあたっては、Myanmar Gazette（いわゆる官報）および国営新聞で債権者向けに会社を清算する旨、公示する。
4	清算の準備が整った後、DICAの清算承認を経て、DICAに対して企業登記の除却 (deregistration) を申請。この除却申請の必要期間は、1ヵ月から数ヵ月を要する。

（出所） ジェトロ公開資料より作成